事　務　連　絡
令和５年３月１日

職　員　各　位

総務部長　織田　敏史

市職員の新型コロナウイルス感染症に係る取扱いの変更などについて

このことについて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの見直し等に伴い、職場及び家庭における今後の対応等について、次のとおり変更しますのでお知らせいたします。

なお、令和４年９月９日付総務部長事務連絡は廃止します。

記

１．職員のマスク着用について

国は、高齢者等重症化リスクが高い者が多い医療機関や高齢者施設等の従事者について、マスク着用を推奨していることから、不特定多数の者が利用する市の施設においてもこれを準用し、３月１３日以降も当分の間、職員はマスク着用に協力願います。

なお、施設利用者のマスク着用は個人の判断に委ね、マスクの着脱を求めることがないよう留意すること。

２．職員の感染に係る公表基準について

施設を利用される方の不安軽減や感染拡大防止の観点から、これまで市職員の感染を公表してきたが、国による、オミクロン株の特性を踏まえたこれまでの取扱いの見直しや、今後の感染症法上の位置づけの変更方針なども踏まえ、次のとおり公表の基準を新たに設定する。

① 職員の感染拡大により市の業務を一時的に停止しなければならない場合

② その他、市民生活に大きな影響を及ぼすと考えられる場合

３．「根室市役所新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアル」について

本通知に規定のない取り扱いについては、従前どおりマニュアルに基づくこととする。

なお、国が感染症法上の位置付け見直しを行った日をもって、マニュアルの廃止を予定することを申し添える。

４．職員の感染や濃厚接触等に関する対応

●区分等

	対象者	区分	対象者選定	対応	待機期間等
①	患者本人	陽性患者	保健所調査	療養 健康観察	症状有⇒7日間 症状無⇒7日間 特例(※1)5日間
②	同居家族 同居人等	濃厚接触者	保健所調査	症状有⇒医療機関を受診 症状無⇒外出自粛 健康観察	症状無⇒5日間 特例(※2)3日目解除
③	同居家族以外 （知人・友人等）	感染の可能性がある者	患者本人からの連絡		
④	上記③以外の職場の職員	感染の可能性がある者	患者本人から連絡を受けた職場管理者等		

（1） 職員が陽性患者となった場合の対応

① 職員の療養期間等

ア　有症状患者

発症日から７日間経過し、かつ症状軽快後 24 時間経過した場合８日目から出勤とする。ただし、10 日間経過するまで健康観察を行い、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、自主的な感染予防行動を徹底すること。

イ　無症状患者

検体採取日から７日間経過した８日目から出勤とする。

ただし、所属と職員の協議により、５日目の検査キットで陰性を確認し、６日目から出勤可能とする場合はこの限りでない。この場合、７日間経過するまで健康観察を行い、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、自主的な感染予防行動を徹底すること。

② 「感染の可能性がある職員」の判断基準

陽性者に症状がある場合は症状が出た２日前（症状がない場合は陽性確定に係る検体採取日の２日前）から最終接触日までの期間において、必要な感染予防対策なし（お互いにマスクなし、又は陽性者がマスク着用なし、マスクが正しく着用できていない状態）で、次の何れかに該当する場合、「感染の可能性がある職員」とみなす。

ア　執務室等において、陽性者と約１メートル以内の距離で１５分以上の接触や打合せ等を行っていた職員

イ　陽性者と昼食や会食、喫煙場所で同席していた職員

ウ　執務室等において、陽性者と電話等の機器及び机等を共有していた職員

エ　陽性者と公用車等に同乗し１５分以上の接触があった職員

オ　陽性者が「咳やくしゃみをしていた」「大声を出していた」「換気の悪かった」場合は、アからエの基準に関わらず、感染リスクが高いと判断する場合がある

③ 職場における対応

ア　所属課長は、陽性者や同僚からの聞き取りにより、職場内の「感染の可能性がある職員」を特定し、次の対応を該当職員へ指示する。

（ア）陽性者との最終接触日の翌日から５日間の出勤を自粛し、６日目に検査キットで陰性を確認のうえ出勤すること。

ただし、所属と職員の協議により、２日目及び３日目の検査キットで陰性を確認し、３日目から出勤可能とする場合はこの限りでない。

（イ）最終接触日の翌日から７日間を経過するまでは、検温など健康観察を行うとともに、高齢者等のハイリスク者との接触や医療機関等のハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用など感染対策を徹底すること。

イ　所属課長は、「新型コロナウイルス感染症に係る陽性者との接触者リスト（様式３）」（以下「接触者リスト」という。）を作成し、総務課長（職員主幹）へ提出する。

（２）職員が「感染の可能性がある者」として陽性者から連絡を受けた場合の対応

①　感染の可能性がある職員の対応

陽性者から「感染の可能性がある者」として、連絡を受けた職員は、速やかに所属課長へ報告し、自宅待機とした上で、次の対応を行うものとする。

ア　陽性者との最終接触日の翌日から５日間の出勤を自粛し、６日目に検査キットで陰性を確認のうえ出勤すること。

ただし、所属と職員の協議により、２日目及び３日目の検査キットで陰性を確認し、３日目から出勤可能とする場合はこの限りでない。

イ　最終接触日の翌日から７日間を経過するまでは、検温など健康観察を行うとともに、高齢者等のハイリスク者との接触や医療機関等のハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用など感染対策を徹底すること。

②　所属部署による対応

所属課長は、「感染の可能性がある職員」との「接触者リスト」を作成し、総務課長（職員主幹）へ提出する。

（３）職員の同居家族が陽性者となった場合の対応

同一世帯の家族が陽性者となった職員は、速やかに所属課長へ報告し、自宅待機とした上で、次の対応を行うものとする。

ア　住居内での感染対策を速やかに講じるとともに、陽性者の発症日（無症状時は検体接種日）又は、住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日の翌日から５日間の出勤を自粛し、６日目に検査キットで陰性を確認のうえ出勤すること。

ただし、所属と職員の協議により、２日目及び３日目の検査キットで陰性を確認し、３日目から出勤可能とする場合はこの限りでない。

なお、当該同一世帯等の中で、別の同居者が発症した場合は、改めてその発症の翌日から起算する。

イ　７日間を経過するまでは、検温など健康観察を行うとともに、高齢者等のハイリスク者との接触や医療機関等のハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用など感染対策を徹底すること。

（４）職員の同居家族が濃厚接触者（感染の疑いのある者）となった場合の対応

同居家族が濃厚接触者（感染の疑いのある者）となった場合の対応は次のとおりとする。

ア　職員は、住居内での感染対策を速やかに講じるとともに、所属課長へ報告のうえ指示を仰ぐこと。

イ　所属課長は、総務課長（職員主幹）へ連絡のうえ、対応を協議すること。

ウ　職員は、検温など

健康観察を行うとともに、高齢者等のハイリスク者との接触や医療機関等のハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用など感染対策を徹底すること。

５．その他

病院や保育所、学校、放課後児童クラブ等の施設に勤務する職員については、別途国が示す基準に準ずることができる。

（総務課）